

山口地方裁判所委員会議事概要

1 日時 平成18年7月31日(月)午後2時から午後4時まで

2 場所 山口地方裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員(敬称略)

大田正之(山口市阿知須総合支所総務課長)

小野村昌子(山口県消費生活センター所長)

田川章次(弁護士)

田中愛子(山口県立大学看護学部教授)

辻川 昭(山口地方裁判所判事)

永田信明(弁護士)

勝山浩嗣(山口地方検察庁次席検事)

萩原幸弘(テレビ山口株式会社報道制作局報道制作部周南支局長)

櫻井登美雄(山口地方裁判所長)

三間地光宏(山口大学経済学部助教授)

なお、嶋田日出夫(山口経済同友会常任幹事)委員は所用により欠席

(2) オブザーバー

刑事部総括裁判官, 民事首席書記官, 刑事首席書記官

(3) 事務担当者

事務局長, 総務課長, 同課長補佐, 庶務係長

4 議事の概要

(1) 櫻井委員, 勝山委員, 小野村委員の自己紹介

(2) 委員長代理の選任について

廣田委員の交代に伴う委員長代理として, 廣田委員の後任者である櫻井委員を選任

(3) 裁判員制度の広報活動の在り方について

- ・ 最高裁判所における裁判員制度広報及び山口地裁における裁判員制度広報の取組(前回委員会開催後の状況)について, 事務局から説明があった。

(4) 裁判員制度の運用及び環境整備について

- ・ 委員の意見
別紙のとおり

(5) 次回の意見交換のテーマについて

引き続き, 裁判員制度の運用及び環境整備について議論することとなった。

(6) 次回開催日の決定

平成19年1月22日(月)午後2時

(7) その他

(別紙)

委員の発言要旨等

(裁判員制度導入の環境整備について)

- 1 先日司法修習生の模擬裁判を一部傍聴した。殺意の有無が争点になった事件で、検察及び弁護側がその場の状況を聞き出そうとする際の苦労がわかった。裁判員裁判ではなかったが、検察、弁護双方のやりとりについて、声が小さい、語尾が聞き取れないなど、わかりにくいところがあった。当事者双方には、裁判員にわかりやすい尋問が必要ではないか、そういう配慮があれば導入しやすいのではないかと感じた。
- 2 裁判の時にマイクシステムがあるようだが、それでも聞き取りづらいというのは、当事者が、他人に聞かせることを前提にしていないのではないかと。
- 3 聞き取りづらい理由としては、法廷の構造にも原因があると思う。また、当事者は裁判官に向かって話すため、裁判官にはわかっていても、傍聴席では聞こえにくいということもあると思う。さらに、マイクの性能が十分でないか、録音用にはちゃんと入っていても傍聴席向けではないということはあるかもしれないし、当事者も、はっきりしゃべることを気を付けないといけない。
- 4 検察庁でも、裁判所では環境整備の関係でこういった広報が行われているのかについて、参考にして、調整しながらやっていきたい。
- 5 支部で裁判員裁判が行われるかどうかにも関係するが、下関の事件で、弁護人が本庁まで出頭する場合は、約2560円の交通費しか支払われていないので、一般の人が出頭するとなると経済的にも大変だと思う。企業でも、従業員に有給休暇を認める企業はともかく、そうでない企業だとどうだろうか。現時点で日当等も決まっていなかったのでは、広報として困難があるのではないかと。
- 6 国民の一人として責任を果たすとして、ある程度の報酬が保障されているのと、赤字でも行けというのでは庶民の意識として意欲に違いが出る。「負担はありますが、報酬についてはわかりません。」というよりは、広報としても、日当等についてはなるべく早期に決めて広報すべきではないかと。
- 7 自分も会社員として、数日以上休め、といわれたら難しいと思う。大企業なら交替もできるが、中小、零細企業の場合はさらに問題ではないかと。
- 8 最高裁の行ったアンケート(概要版)で、大企業の方が障害があるというアンケート結果(68頁)には意外に思った。また、技能工・生産工程従事職については、裁判の進め方ニーズにおいてプラス要因が出ている(66頁)のはどうしてかという疑問がある。
- 9 企業回りの説明のほか、民間の団体に、従業員が裁判員に選任されたら「行ってらっしゃい」という支援の団体が必要ではないかと。将来的に立ち上げを支援していったらよいのではないかと。青年活動に熱心な団体や企業、商工団体に対する働きかけや調停委員などへの働きかけも検討してはどうか。
- 10 最高裁の行ったアンケート(概要版)(59頁)で、「施設を利用しやすくする」といっても充分ではない。「しやすい」ではなく「する」という視点で整備しなければならないと思う。
- 11 検察審査会でも育児や介護の問題が一番関心が高い。施設の充実も必要であるが、

個人的な意見として、介護を受ける人が「この人の介護でなければ受けない」という場合や、親でないのだめという子どものためには、どうすればよいかも問題であろうと思う。

(映画「評議」の感想について)

- 1 2 どんなに堅苦しい内容かと思ったら意外に見れるものだった。ただ、格好がよすぎるので、今後、いろいろできてくると思うが、これだけでは、裁判員制度ができれば広報が困るなあという気もした。
- 1 3 模擬裁判を傍聴したがやりとりがわからなかった、という感想が述べられたのに対して、争点が明確でなかったからではないかといわれたが、そのとおりだと思う。これから模擬裁判を実施したり映画を作成する際には、争点をはっきりできる事件以外に、例えば、量刑だけが問題になるような事件もあればいいと思う。
- 1 4 模擬裁判であれば、当日初めて事件の内容を聞いたと思うが、本来であれば、裁判員にはどの程度事前の準備が必要なのか。

(説明)

裁判員に選ばれた段階では、選ばれたその日から審理が始まるのが通常であり、研修とかは難しい。ただ、事件の内容や法律については裁判官から説明があり、審理の進行に応じてさらに説明がある。

裁判員候補者に対する説明はこれから検討する予定である。もっとも、裁判員候補者に対する説明については、一般的なものに止まらざるを得ない。この事件はどんな事件で、これからどうなるかについては、その段階では裁判官も証拠は見えていないので、説明するのは難しい。公判の外で裁判員に説明をすることも問題がある。検察官や弁護人にも、裁判員の立場に立って、頭に入るように説明してもらったり、裁判官にも、休廷をまめにとって、審理を整理しながら法廷に臨むというやり方も必要であろう。